

公益財団法人全日本柔道連盟 強化システム運用規則

第1条（目的）

本規則は、全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の強化システム規程（以下、「強化規程」という。）で定められた選手選考を円滑に行うための事項を定める。

2. 本連盟強化委員会が長期、中期、短期の強化計画を策定し、世界で金メダルを獲得できる選手を育成・強化すると共に日本代表として派遣する選手を選考し、オリンピック競技大会、世界選手権大会等において金メダル複数を含む全階級でのメダル獲得を目指すために、本規則が適用される。

第2条（選考方法）

選考に際しては、最も金メダル獲得が期待できる選手を念頭に、強化規程第4条、第7条および本規則第3条から第10条に記載の選考基準を参照する。また、各大会における代表候補選手の情報収集は、監督が強化コーチと共に行う。

2. 代表選手選考過程では、国内ポイントシステム運用規約に基づく国内ポイントを代表選考の参考資料とし、第12条に記載の対象大会の結果と内容から総合的に判断する。併せて、選考時に大会本番に向けて選手の怪我や病気がパフォーマンスに重大な影響を及ぼすと予想される場合は、本連盟が指定する医師の診断を仰いだ後、選考の要件として考慮する。
3. 「総合的に判断する」とは、例えば「成績」を考慮する際には、最終順位のみでなく他の種々の要素も判断材料とする。これらの要素とは、その大会のレベル、組合せ、対戦相手、技の判定、負傷、その他最終結果に影響した可能性のある要素を意味する。世界選手権大会、アジア競技大会及びFISU ワールドユニバーシティゲームズにおいては、直近の伸び率、将来性等も選考の判断材料にできる。

第3条（強化選手選考基準）

強化選手を選考するにあたっての成績優秀者の基準は、以下のとおりとする。

2. 強化選手 A
 - (1) 当該年度のオリンピック競技大会および世界選手権大会個人戦代表選手（オリンピック競技大会同年開催の世界選手権大会代表は除く）
 - (2) オリンピック競技大会と同年開催の世界選手権大会金メダリスト
 - (3) 上記に当てはまらない選手のうち、強化委員会で認められた選手
3. 強化選手 B
 - (1) 講道館杯全日本体重別選手権大会（以下、「講道館杯」という。）3位以上の選手
 - (2) 現強化選手で講道館杯5位の選手
 - (3) 現強化選手で過去1年間の国際大会で3位以上の成績を残した選手
 - (4) 全日本選抜体重別選手権大会にて決勝戦に進出した選手
 - (5) 全日本学生体重別選手権大会 優勝者
 - (6) 世界ジュニア選手権大会およびFISU ワールドユニバーシティゲームズ 女子優勝者
 - (7) 世界ジュニア選手権大会 男子3位以上の選手
 - (8) 全日本選手権 3位以上の選手
 - (9) 全日本女子選手権大会 ベスト8の78kg超級選手
 - (10) 全日本実業個人選手権大会 優勝者（女子22歳以下）
 - (11) 上記に当てはまらない選手のうち、強化委員会で認められた

4. 強化選手C

(1) 男子

- a. 全国高校選手権大会個人戦にて決勝戦に進出した選手
- b. 全国高等学校総合体育大会柔道競技（以下、「インターハイ」という。）個人戦にて決勝戦に進出した選手
- c. 全日本ジュニア体重別選手権大会（以下、「全日本ジュニア」という。）3位以上の選手
- d. 講道館杯ベスト8でジュニア年齢の選手
- e. 全日本学生体重別選手権大会2位、3位でジュニア年齢の選手
- f. インターハイ、全国高校選手権大会、金鷲旗高校大会（以下、「金鷲旗」という。）の団体戦出場選手のうち、強化委員会で認められた選手
- g. 世界カデ選手権で3位以内に入賞した選手
- h. 当該年度のジュニア大会に出場できなくなる年齢の選手は強化選手から削除する

(2) 女子

- a. 全国高校選手権大会個人戦にて決勝戦に進出した選手および無差別3位以上の選手
- b. インターハイ個人戦にて決勝戦に進出した選手
- c. 全日本ジュニア3位以上の選手
- d. 講道館杯ベスト8でジュニア年齢の選手
- e. 全日本学生体重別選手権大会2位、3位でジュニア年齢の選手
- f. インターハイ、全国高校選手権大会、金鷲旗の団体戦出場選手のうち、強化委員会で認められた選手
- g. 全日本実業個人選手権大会2位、3位でジュニア年齢の選手
- h. 世界カデ選手権で3位以内に入賞した選手
- i. 直近の全国高等学校選手権大会個人戦およびインターハイ個人戦に連続して出場し、両大会において第3位に入賞した者（出場順序は問わない）

5. 強化選手D

(1) 男子

- a. 全国高校選手権大会各階級3位のうち、翌年度世界カデ選手権大会に出場可能な年齢の選手
- b. インターハイ個人戦3位のうち、当該年度世界カデ選手権大会に出場可能な年齢の選手
- c. 全国中学校柔道大会個人戦にて決勝戦に進出した選手
- d. 全国中学校柔道大会個人戦3位のうち、強化委員会で認められた選手
- e. 全国中学校柔道大会、インターハイ、全国高校選手権大会、金鷲旗、柔道マガジン杯全国中学生大会、マルちゃん杯全日本少年大会の団体戦出場選手のうち、強化委員会で認められた選手
- f. 当該年度のカデ大会に出場できなくなる年齢の選手は強化選手から削除する

(2) 女子

- a. 全国高校選手権大会各階級3位のうち、翌年度世界カデ選手権大会に出場可能な年齢の選手
- b. 全国中学校柔道大会個人戦にて決勝戦に進出した選手
- c. インターハイ個人戦ベスト8のうち、当該年度世界カデ選手権大会に出場可能な年齢の選手

6. 育成カデ

強化選手に準じる能力を持った選手を選考し、育成カデとして中学生を指名することにより、強化選手Dと共に強化事業に参加させ、選手の意識向上を目指すと共に底上げを図ることを目的とする。

(1) 男子

- a. 全国中学校柔道大会個人戦に出場した2年生以下でベスト8の選手
- b. 指名期間は1年間とし、翌年の全日本ジュニア後の強化委員会で見直しをする

(2) 女子

- a. 全国中学校柔道大会個人戦に出場した2年生以下で3位以上の選手
- b. 指名期間は1年間とし、翌年の全日本ジュニア後の強化委員会で見直しをする

第4条（オリンピック競技大会代表選考基準）

オリンピック競技大会代表選手選考基準は強化規程第7条に定めるものの他、選考時点で国際柔道連盟（以下「IJF」という。）および国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）が定める出場資格獲得が見込まれる選手とする。

第5条（世界選手権大会代表選手選考基準）

世界選手権大会代表選手選考基準は強化規程第7条に定めるものの他、IJFが定める出場資格獲得が見込まれる選手とする。

2. 2名選出する階級については、第12条に記載の対象大会の過去1年間の結果と内容及び世界選手権大会団体戦、オリンピック競技大会を視野に入れ、世界及び日本の競技力動静を鑑み選考する。また、将来性を見据え、若手有望選手を選考することもできる。

第6条（アジア競技大会代表選考基準）

アジア競技大会の日本代表選手選考は、世界選手権大会の選考基準に準じて行う。

2. 将来性を鑑み若手有望選手を選考することができる。
3. 2年後に開催されるオリンピック競技大会を見据え、IJFのポイント獲得及び若手選手の強化を含め、総合的に判断し、選考する。

第7条（FISU ワールドユニバーシティゲームズ代表選考基準）

FISU ワールドユニバーシティゲームズの日本代表選手選考は、世界選手権大会の選考基準に準じて行う。

2. 原則として大学生とし、1年間の国内外の大会成績を総合的に判断し、選考する。

第8条（日本で開催されるグランドスラム代表選考基準）

講道館杯の成績及び内容と、講道館杯終了翌日を起点とする過去1年間の成績及び内容から、日本で開催されるグランドスラム代表選手を選考する。

- (1) 強化選手A
- (2) 講道館杯免除選手
- (3) 講道館杯優勝者
- (4) 講道館杯の成績および過去1年間の国内外の大会成績などを総合的に判断

第9条（国際大会派遣選手選考基準）

オリンピック競技大会、世界選手権大会の選考の対象となる選手を派遣する。

2. 将来オリンピックや世界選手権での活躍を見据え、選手育成を目的に、若手選手を派遣する。

第10条（全日本選抜体重別選手権大会出場選手選考基準）

全日本選抜体重別選手権大会出場選手選考にあたっては、下記基準に基づいて選考する。

- (1) 強化選手A
- (2) オリンピック代表・補欠および世界選手権代表・補欠選手
- (3) 日本で開催されるグランドスラム代表選手
- (4) 強化選手B
- (5) 選考時直近の講道館杯5位および7位入賞選手
- (6) 強化選手C
- (7) 上記以外の選手で強化委員会に認められた選手

2. 前項の基準によらない選手の順位付け、選考が必要な場合は強化委員会の決議による。

第11条（補欠選手の補充）

強化規程第4条、第7条および本規則第4条から第10条に基づいて選考された選手が欠場した場合、各大会における条件を満たし、選手の交代が可能であれば、補欠選手を補充することができる。

2. 補欠選手を補充する場合は、各大会の選考基準に準じた選手を予め選考する。

第12条（国際大会派遣選手選考の対象となる大会）

強化規程第4条、第7条および本規則第4条から第10条に基づく選手選考にあたっては、以下の大会を選考判断の対象とする。

2. 国際大会

- (1) 前回のオリンピック競技大会
- (2) 世界選手権大会
- (3) ワールドマスターズ
- (4) グランドスラム
- (5) グランプリ
- (6) コンチネンタルオープン
- (7) 大陸選手権大会（アジア競技大会、アジア選手権大会）
- (8) 世界ジュニア選手権大会
- (9) FISU ワールドユニバーシティゲームズ
- (10) その他（強化委員会が派遣する国際大会等）

3. 国内大会

- (1) 講道館杯全日本体重別選手権大会
- (2) 全日本選抜体重別選手権大会
- (3) 全日本選手権大会（原則、男子は100 kg超級、女子は78 kg超級）
- (4) 全日本学生体重別選手権大会（FISU ワールドユニバーシティゲームズの選考判断の対象とする）

第13条（代表選考の時期）

代表選考の時期は大会期日を踏まえ、強化委員会で決定する。

第14条（計量失格者の処分）

本連盟が派遣する国際大会、全日本選抜体重別選手権大会、講道館杯全日本体重別選手権大会の計量において失格となった場合の処分を定める。

2. 強化選手 A および B を対象とする。

3. 処分内容

- (1) 強化選手の指名を取り消す。
- (2) 次回（年度内もしくは次年度）の講道館杯出場資格の抹消。
- (3) 失格した大会の時期に関わらず、強化選手の選考対象とするのは次回の講道館杯からとする。失格した日から過去 1 年間に取得している講道館杯出場資格は全て抹消するため、次回講道館杯へ出場する場合は失格した日以降に当該選手が改めて出場資格を獲得する必要がある。
- (4) 失格した日から直近に開催される全日本選抜体重別選手権大会の出場資格を取り消す。
- (5) 本連盟が派遣する国際大会で失格した場合は大会終了直後に帰国させる。これに伴う航空券、宿泊等の取消料や変更手数料等は原則として当該選手本人もしくはその所属先が負担する。（ジュニア、カデ年齢選手は除く）
- (6) 2 度目の計量失格があった場合、当該選手は同階級で強化選手として選考しない。

4. 例外措置

- (1) 以下に該当する場合は次回講道館杯前であっても強化選手として選考する。
 - a. 全日本学生体重別選手権大会で優勝した選手は強化 B。
 - b. 全日本実業個人選手権大会で優勝した 22 歳以下の選手は強化 B。（女子のみ）
 - c. 全日本ジュニア体重別選手権大会で 3 位入賞した選手は強化 C。
- (2) オリンピック代表内定後、オリンピック開催年 4 月 3 日時点で、同階級のお他選手がオリンピック出場資格の獲得をしておらず、かつ、オリンピック出場資格またはシード権獲得、シード順位引き上げを目的として大会に派遣される代表内定選手に対しては上記 3. の処分を科さない。

第15条（改廃）

この規則の改廃は強化委員会で審議し、会長が決定する。

附則

1. この規則は、2025 年 4 月 7 日から施行する。
2. この規則は、2025 年 9 月 16 日から一部改正して施行する。